

総務

常任委員会

委員長 鈴木昌一

○福島県立特別養護学校の整備に係る用地の取得について

質疑 県との協定に基づき、本市が用地を取得・造成した上で県に提供することになるが、整備に係る造成工事と文化財発掘調査のスケジュールに遅れが生じた要因とその影響について。

答弁 県の担当者による基本設計協議の遅れ、設計業務委託発注時のミスも重なったことによる。これにより、本市も農地転用と開発許可申請を進めることができず遅れが生じた。

このことにより、草刈り経費が発生した以外は、地権者の耕作等に影響はなかったが、市側の事務処理上関係部署との調整にかかりの時間を要することになった。

○あっせんの申立てについて
【主な内容】

・申立て先
原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）

・申立ての相手方
東京電力ホールディングス株式会社

・申立ての概要
東京電力ホールディングス株式会社が支払いに合意しない額8億4千338万5千441円を支払うよう和解の仲介を求めるもの。

質疑

固定資産が税収減となったものをあっせん申立てするものだが、東京電力が賠償対象外とする理由は。

答弁

平成24年度評価替にあたり、本市は総務省通達に基づく簡易評価を適用した結果、税収減となった。その通達内容が「参考まで」と記載されていることから、本市がその通達の適用を余儀なくされたといえないとの見解を東京電力は示している。

審査の結果、原案通り可決。

文教福祉

常任委員会

委員長 太田淳一

○人口透析診療開始に伴う、診療室改修工事及び医療機器購入に係る予算

・改修工事 1千500万円

・医療機器購入 5千万円

質疑

市立総合病院での人工透析診療開始に伴い、医療機器を8台購入するとのことだが、導入台数の根拠と、患者の受け入れ可能人数は。また、人工透析の損益分岐についてはどう捉えているのか。

答弁

相馬地域外で人工透析を受けながら、域内での人工透析を希望する方の数として、相馬郡医師会の調査によれば38人である。月・水・金曜日は1日2回、火・木・土曜日は1日1回の透析を行うことにより、そのうちの24人の人工透析を行うべく8台とした。また、24人全て1年間、安定的に人工透析をし

た場合、収支差し引きで2千200万円ほどの赤字という試算である。

質疑

人工透析可能な市内民間医療機関の現況と、民間医療機関の受け入れ可能人数が増加した場合、総合病院の対応についてどのように考えているのか。

答弁

市内民間病院においては、スタッフ不足によりフル稼働はできていない状況である。今後、民間病院が受け入れを増やす場合、外来人工透析からの撤退もあり得る。撤退となった場合、現在、人工透析が必要な入院患者には転院をお願いしていることもあり、購入した機器は入院での透析医療に利用していく。

審査の結果、原案通り可決。



建設経済

常任委員会

委員長 渡部一夫

○南相馬市水産業共同利用施設復興整備事業に係る放流用種苗生産施設等の無償貸付及び譲与に関する条例制定について

【主な内容】

国の東日本大震災復興交付金制度要綱に基づく水産業共同利用施設復興整備事業を活用して市が整備する放流用種苗生産施設等の無償貸付及び譲与に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

質疑

施設の設置場所について、無償貸与とは言い、耐用年数期間における破損、或いは修理について、行政で負担することになるのか何う。

答弁

従前からある新田川さけふ化施設の建物など修繕するものであり、移設等ではない。修理の負担は、貸し付けした借り手側（組

合の負担を考えている。

質疑 条文の第2条の定義の2項、漁業者等の規定であるが、個人の規定をしない理由について伺う。

答弁 活用する事業自体が、そもそもは共同利用施設の事業、整備をすることから、借り受け者も、組織の方々ということで貸付をする。

質疑 また、今回のこの条例は、貸付対象予定者が既に特定されている形での提案であるが、通常の進め方について伺う。

答弁 この事業は被災する前から、新田川鮭繁殖漁業協同組合員の施設であったが、津波被災などにより修繕の要請があり、できるだけ受益者の負担がないような事業を検討した結果復興交付金となった。復興交付金の事業の性質上市が一旦は財産を頂く形になるが、被災前から使っていたことでもあり、あくまでも予定ということ、そういう位置づけにしている。

討論 条例の解釈等について、具体的な運用の貸し

付けの方法とか管理の方法等は、口頭での説明であったが、これら内容等を文書にして整理すべきであり、条例の審議とあわせて、作って頂ければと思う。具体的には、第1条、対象施設の定義（場所、施設の規模、対象）を明確なものをつくること。更には、第8条、貸付期間中の管理は、自然災害時や改修工事が考

えられることから、別途文書化すること。併せて、第9条、貸付決定の取り消しであるが、最近、種々、多事業で問題もあり、返還の際の手續とかを作成すること。今後、根拠等をしつかり提示した上で、審査に臨まれるよう意見を付して賛成する。

審査の結果、原案通り可決。

定める項目	条	内 容
定 義	第2条	漁業者等：漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合及び人口ふ化放流事業を行う団体
無償貸付できる対象者	第3条	①東日本大震災で被災し、漁業を営む漁業者等 ②旧警戒区域等に居住していた漁業者等
貸付期間	第6条	減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数 《参考》漁業用設備 5年
放流用種苗生産施設等の返還	第7条	①貸付期間が終了したとき ②転出等により放流用種苗生産を行わなくなったとき ③組織の解散等により放流用種苗生産が行えなくなったとき
損害賠償等	第8条	施設等を故意又は過失により損傷又は亡失したときは自己の責任で修理又は賠償
放流用種苗生産施設等の譲与	第10条	貸付期間終了後、引き続き放流用種苗生産に使用することが確実と認めるときは、譲与することができる

議会運営委員会

先進自治体研修報告

議会運営委員会副委員長
小川尚一

平成29年7月12日から13日の2日間、タブレット導入の有効性と議員間討議について視察致しました。尚、今回の視察には、現在南相馬市議会改革について議会改革検討特別委員会を設置していることから、2委員会合同の研修と致しました。

1日目の神奈川県南足柄市議会は、議員定数は平成17年に22人から16人に削減され、平成20年12月定例会よりインターネット中継が始まり、平成25年10月からはスマートフォンやタブレットでの視聴が可能となつています。タブレットの導入までの経過では、平成26年度予算に執行部のパソコンの更新と同時に議会として計上され、8月には先進地の逗子市を研修し、12月にソフト事業者と21台を3年リースで契約しています。

視察2日目の栃木県栃木市の議員定数は現在34名で平成30年の改選より30人になります。議会基本条例が平成23年4月に制定施行されており、毎年49項目について達成度を検証し、評価を市民に情報公開しています。議員間討議については、討議テーマの論点が整理されるよう請願

や陳情に限定し、常任委員会から始めたとのこと。タブレット導入のメリットは、ペーパーレス化により91万円の経費削減、電話代や印刷や配布の作業労働削減による人件費の削減効果が見られます。

以上2つの先進地視察から、タブレットの導入によるメリットは大きく、執行部と情報を共有しての議論の充実が図られ、人件費を含むコスト削減も期待でき、執行部との同時導入が費用面からも有効と思われま

どちらの議会もタブレット使用に関して、「会議用のシステム用端末仕様基準」や「タブレット端末仕様基準」などを設けています。今後は、使用におけるルール上の明文化が必要であり、議会改革検討特別委員会において作成作業を行い、全議員が簡単に使用できるようにタブレット操作の研修を精力的に進めていきたいと思

